

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年9月24日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

1 調達内容

（1）調達物品の名称及び数量

医療機器 一式

（2）調達物品の仕様等

入札説明書による。

（3）納入場所

ア 鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）

イ 鳥取県立厚生病院（倉吉市東昭和町150）

（4）納入期限

令和9年3月18日（木）

（5）入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（4）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

（5）1の（1）に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる体制を整えているものであること。

（6）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県病院局総務課

4 入札手続等

（1）入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県病院局総務課

電話 0857-26-7885

電子メール byouinsoumu@pref.tottori.lg.jp

（2）入札説明書等の交付方法

令和8年9月24日（木）から同年10月1日（木）までの間にインターネットのホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、270円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年9月24日(木)から同年10月1日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月7日(水)午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第14会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年10月1日(木)午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札の参加に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を確実に納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : medical equipments, 1 Set

(2) 2026-10-1 17:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-10-7 14:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-10-7 11:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Hospital Bureau, 1-220 higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7885